

子ども家庭課

「港区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」 (ひとり親世帯分) について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、児童扶養手当受給者等を対象に「港区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」(ひとり親世帯分)を支給します。

1 経緯

国は「新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議」において、緊急支援策として「食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する」ことを盛り込みました。

本事業は、自治事務とされ、事業実施については地方自治体の判断に委ねられています。区は、国の施策の効果を区民が享受できるよう国の制度を活用し事業を実施することとします。

区は、令和3年4月分の児童扶養手当受給者に5月末に支給できるように準備を進めます。

2 概要

(1) 給付額

児童一人当たり 50,000円

(2) 支給対象者(見込) 1,079世帯(1,644人)

①児童扶養手当受給者 907世帯(1,382人)

(令和3年4月分受給者)

②児童扶養手当受給資格者 31世帯(47人)

(公的年金給付等により児童扶養手当が停止されている者等の収入見込みが児童扶養手当の所得限度額未満と申請した者)

③家計急変者 141世帯(215人)

(児童扶養手当要件に該当し、直近の収入が児童扶養手当の所得限度額未満に下がった者)

(3) 支給方法

①児童扶養手当受給者については、支払予定通知書の到着をもって贈与契約が成立することから申請は不要となり、児童扶養手当の登録口座へ振り込みます(辞退者を除きます。)

②児童扶養手当受給資格者及び③家計急変者については、申請に基づき指定された口座に振り込みます。

(4) 経費見込 96,177,000円

(5) 財源

給付事業費：国庫負担（10/10）

事務費：国庫負担（10/10）

3 今後のスケジュール（予定）

(1) ①児童扶養手当受給者について

令和3年 5月 お知らせ通知等発送（児童扶養手当受給者）
広報みなど及び区ホームページ掲載

(2) ②児童扶養手当受給資格者及び③家計急変者について

令和3年 6月 案内送付
広報みなど及び区ホームページ掲載

7月～ 申請受付

10月 受付終了

※原則、令和4年2月28日までに支給を完了します。